

令和6年度鳥取県ふぐ処理師試験受験案内

1 試験の日時・場所

	期日	時間	場所
学科試験	令和7年1月30日(木)	午前10時～正午	伯耆しあわせの郷 (倉吉市小田458)
実技試験		午後1時～	

2 試験科目

	科目	配点	時間	内容
学科試験	水産食品の衛生に関する知識	100点	120分	食品衛生法、食品衛生法施行規則、食品表示法、鳥取県食品衛生条例、鳥取県食品衛生条例施行規則、鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例、鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則に関する知識
	ふぐに関する一般知識	400点		
実技試験 (ふぐ処理の実技)	ふぐの種類鑑別	100点	5分	実物のふぐ5種類を鑑別し、標準和名で解答する。
	ふぐの処理 (毒性臓器の鑑別を含む。)	100点	25分	ふぐの処理を衛生的に行い、内臓を鑑別して可食部位と不可食部位(有毒部位)を区別する。

※本試験の参考資料として、ふぐの処理手順等をまとめたものを鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課(以下、「くらしの安心推進課」という。)のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>)に掲載していますので、市販の参考書等とともに活用してください。

3 受験申込手続

(1) 受付期間

令和6年11月18日(月)から同年12月2日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日を除く。)。なお、郵送の場合は、当該期間内に到達したものに限り、受け付けます。(必着)

(2) 提出書類等

申請書類等	部数等	注意事項
受験願書	1部	本受験案内に添付する受験願書に必要な事項を記入してください。
写真	1枚	出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したものを受験願書に添付してください。
受験手数料	9,040円	県が配布する納付書又は、県庁本庁舎及び各総合事務所の納付窓口において納付してください。受験手数料の納付後に交付される納付済証、領収証又は領収証書を受験願書に添付してください。なお、既納の手数料は、原則還付しません。
実技試験に用いるふぐの代金	別途	受験申込後、県が送付する受験票に記載する金額とし、試験当日の受付時に現金にて納付してください。なお、納付がない場合は、受験を認めません。

(3) 提出先

受験申込者の住所地を管轄する次の保健所に提出してください。なお、県外に住所地を有する場合は、くらしの安心推進課に提出すること。

- ・鳥取市健康子ども部鳥取市保健所生活安全課（〒680-0845 鳥取市富安二丁目 138-4）
- ・鳥取県中部総合事務所倉吉保健所生活安全課（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）
- ・鳥取県西部総合事務所米子保健所生活安全課（〒683-0054 米子市栴町一丁目 160）
- ・くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220）

4 合否基準

【学科試験】

原則として、試験の合計得点が300点以上である者を合格とする。ただし、水産食品の衛生に関する知識の得点が30点未満である者は、不合格とする。

【実技試験】

原則として、ふぐの種類の見分けの得点が60点以上かつふぐの処理（毒性臓器の見分けを含む。）の得点が80点以上である者を合格とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、不合格とする。

- （1）毒性臓器の見分けにおいて、卵巣又は精巣の正確な見分けができていない場合
- （2）毒性臓器の見分けにおいて、肝臓の正確な見分けができていない場合
- （3）処理後の筋肉に有毒部位が付着している場合
- （4）ふぐの可食部と不可食部の正確な見分けができていない場合

5 受験に当たっての注意事項

- （1）受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合してください。（受付開始：午前9時20分～）
- （2）受験者は、次のものを持参してください。

ア 学科試験

受験票及び筆記用具

イ 実技試験

受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物

※白衣は、調理に適した衛生的な服装であれば白色に限らないものとし、白帽又は三角きんは、髪の毛がはみ出さないようなものとする。衛生的に身だしなみを整えるなど、食品等取扱者としての衛生管理に留意の上、受験してください。

- （3）感染症対策について

ア 試験当日に、風邪の症状（発熱、咳など）、倦怠感（強いだるさ）、呼吸困難（息苦しい）といった症状を感じる方は、受験をお控えください。

イ 試験当日の鳥取県内の感染状況によっては、会場出入口における手指の消毒や、会場におけるマスクの着用といった、感染防止対策へのご協力をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ウ 試験会場では、窓・扉の開放等により換気を行うことがあります。

6 合格発表

合格者の受験番号を令和7年2月13日（木）に保健所において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載します。また、同日付けで受験者全員に結果を通知します。

7 その他

- （1）提出された書類に虚偽の内容が記載されたものであることが判明したときは、合格を取り消します。
- （2）試験の得点については、即時に開示を請求することができます。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1か月が経過する日までの間に、くらしの安心推進課又は保健所（鳥取市健康子ども部鳥取市保健所生活安全課を除く。）に受験票を持参の上、その旨を申し出てください。
- （3）受験願書の提出状況によっては、受験願書の提出時点で本県に居住していない者（鳥取県内に勤務先を有する者を除く。）からの受験を断る場合があります。なお、受験を断った場合は、既納の手数料を還付します。
- （4）試験の詳細については、下記に問い合わせてください。

くらしの安心推進課 鳥取市東町一丁目 220（電話：0857-26-7211）

<伯耆しあわせの郷周辺地図>

